

浅口市週休2日工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場における労働環境改善のため、浅口市が発注する建設工事において、週休2日工事を受注者希望型により実施するに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 週休2日 原則として対象期間における日曜日及び土曜日を休日として確保し、現場閉所することをいう。
- (2) 週休2日工事 週休2日を実施する工事をいう。
- (3) 対象期間 現場着手日(準備工事を除く。)から現場完成日までをいう。なお、対象期間内には、休日である日曜日及び土曜日の前後に計6日の開所日を有する連続した8日間の期間を1回以上含むものとする。
- (4) 現場閉所 現場事務所での事務的作業を含む工事現場における全ての作業を中断し、現場を閉所とすることをいう。
- (5) 週休2日の達成 対象期間における日曜日及び土曜日の日数と等しい、休日である日曜日及び土曜日の日数(発注者が認めた振替日を含む。)を確保した場合をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日工事の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、浅口市が発注する原則全ての工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象としない。

- (1) 発注者指定型の工事
- (2) 災害復旧工事等の緊急を要する工事
- (3) 現場条件や施工期間の制約が厳しい工事
- (4) 営繕工事
- (5) 請負代金額が130万円以下の工事
- (6) その他週休2日の確保が困難であると判断される工事

2 発注者は、対象工事を発注する場合は特記仕様書に対象工事である旨を、対象工事でない工事を発注する場合は特記仕様書に対象工事でない旨を明記するものとする。

(実施方法)

第4条 週休2日工事の発注方式は、契約の締結後、受注者の希望により週休2日工事を実施する受注者希望型とする。

2 受注者は、契約の締結後、工事着手前に、週休2日工事の実施希望の有無を

発注者に工事打合簿にて報告するものとする。

- 3 受注者は、地元条件や天候等によりやむを得ず日曜日及び土曜日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。この場合において、振替日は、作業を行う日曜日及び土曜日の前後2週間以内(祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。)に設定するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、週休2日工事の実施に当たっては、別に定める特記仕様書により行うものとする。

(設計変更)

第5条 発注者は、受注者が前条第2項の規定により週休2日工事の実施の希望を報告し、かつ、対象期間において週休2日を達成した場合は、精算時に設計変更の対象とするものとする。ただし、対象期間において週休2日を達成できなかった場合であっても、4週6休以上の現場閉所が確認できたときは、その達成状況に応じて、精算時に設計変更の対象とするものとする。

(履行証明書)

第6条 発注者は、受注者が第4条第2項の規定により週休2日工事の実施の希望を報告し、かつ、対象期間において4週6休以上の現場閉所が確認できた上で、完成検査に合格した受注者に対して、受注者から請求があった場合、別に定める週休2日工事履行証明書を発行する。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は見積書の提出依頼を行う工事から適用する。